

〔評価結果の公表様式〕

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関情報

評価機関名：株式会社 中部評価センター (認証番号:26地福第1788-3号)
訪問調査 実施日：平成27年9月25日(金)

②事業者情報

名称:(法人名) 江南市 (施設名) 江南市立草井保育園	種別:(施設種別) 保育所 (基準の種類) 児童福祉施設(保育所版)
代表者氏名:(施設長) 佐々木 那美子	定員(利用人数): 115名
所在地:〒483-8072 愛知県江南市草井町若草57	TEL:0587-59-8539

③総評

<p>◇特に評価の高い点</p> <p>◆全職員による取り組み 初めての第三者評価受審であることから、全職員が自己評価に係わって「保育の質の向上」に向けての共通認識を持った。職員間に、保育に対する意識の格差があることが課題として挙げられていることから、全職員が同じ方向性を持って取り組んだことは、今後の保育の現場で様々な有益性がもたらされよう。自己評価のさなかに改善を要する項目を見つけ、即座に改善活動を行った点も評価できる。</p> <p>◆「見える化」にプロジェクト一役 5年目を迎えた園長の目指す「子ども主体の保育」が職員間に定着してきた。現在、園では、「子ども主体の保育」を「見える化」することで、さらなる高まりを目指そうとの取り組みを展開中である。その取り組み(見える化)の一翼を担っているのが、保護者会から寄贈されたプロジェクトである。保育の振り返りチェックに職員が活用し、3歳未満児クラスの保育参観では「ビデオ参観」に大活躍である。</p> <p>◆地域と一体化した食育活動 保護者会が仲立ちとなって、地域の住民から園に隣接する畑の提供を受けた。農業機械を入れて畑を耕してくれたり、農作物の栽培指導だけでなく、あらゆる面で地域の方々のお世話になった。さつま芋畑で子どもたちが芋を育て、収穫してそれを食する。園と地域が一体となって、「食」の大切さを子どもたちに教えている。</p> <p>◇改善を求められる点</p> <p>◆マニュアル整備の必要性 子どもたちの園生活を豊かで安心・安全なものとするためのマニュアル類が整備途上である。「保育所事故対応マニュアル」においては、「最新版」と「旧版」の差し替えが適切に実施されていなかった。また、作成日や改定された日付のないマニュアルも散見された。さらに、子どもの園生活を充実したものとするために、周辺環境に関する手順をも文書化することが望ましい。「実習生の受け入れ」、「ボランティアの受け入れ」、「保護者に対するプライバシー保護」等々である。マニュアル見直しの手順を明確にすることを含め、マニュアルの総点検が望まれる。</p> <p>◆保育の継続性の担保を 様々な理由や条件によって、子どもが通う保育園を変更せざるを得ない状況が生まれる。市内の保育園への転園の場合は、市による転園手続きが終わった時点で、園から転園先に情報を提供している。市外への転園の場合は一旦退園扱いとなり、資料は個人情報として当該園に留まり、健康診断その他必要な情報を提供している。保育サービスの継続性が損なわれることのないよう、申し送り書や引き継ぎ書を定め、手順書としてまとめることが望ましい。</p>

④第三者評価結果に対する事業者のコメント

江南市の公立・公営の保育所として、初めて第三者評価を受審することになりました。この機会を通して、業務の見直しや目的の再確認等、職員間での意識向上につながりました。第三者評価の受審がゴールではなく、問題点改善のスタートとして今後の保育業務に取り組んでいくことを、職員一人ひとりに意識化することができました。

また、保護者のアンケートでは、保護者の意見を聞くよい機会となりました。園の理解を更に深めていただくことが出来るようにしていくことや保護者の意見が反映できるように検討していきたいと思ひます。

公立・公営の保育所ですので、私立の施設より職員異動が多くあります。今回の結果を来年度以降の改善に引き継ぎ、また異動先においても他の職員に継承することで、江南市立保育所の資質向上に努めていきたいと思ひます。

⑤第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

評価項目(細目)の評価結果(保育所)

※すべての評価細目(77項目)について、判断基準(の3段階)に基づいた評価結果を表示する。

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。			
	I-1-(1)-① 理念が明文化されている。	保 1	Ⓐ ・ b ・ c
	I-1-(1)-② 理念に基づく基本方針が明文化されている。	保 2	Ⓐ ・ b ・ c
I-1-(2) 理念、基本方針が周知されている。			
	I-1-(2)-① 理念や基本方針が職員に周知されている。	保 3	Ⓐ ・ b ・ c
	I-1-(2)-② 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	保 4	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

公立(市立)保育園のため、市の方針に従って整然と「保育理念」、「保育方針」、「保育目標」が定められている。それらは保育の方向性を示すにとどまっておらず、具体性には欠けるが、子どもの年齢別に「保育のねらい」を策定して理念と保育現場の連動を図っている。

職員への周知は毎週開催される職員会議で実施されており、正規職員、パート職員の別なく理解は深い。資料を使った入園式での説明もあり、保護者への周知は進んでいる。入園式に不参加の保護者にも、相応の説明・周知を期待したい。

I-2 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
	I-2-(1)-① 中・長期計画が策定されている。	保 5	Ⓐ ・ b ・ c
	I-2-(1)-② 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	保 6	a ・ Ⓑ ・ c
I-2-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
	I-2-(2)-① 事業計画の策定が組織的に行われている。	保 7	Ⓐ ・ b ・ c
	I-2-(2)-② 事業計画が職員に周知されている。	保 8	a ・ Ⓑ ・ c
	I-2-(2)-③ 事業計画が利用者等に周知されている。	保 9	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

園独自の「中・長期計画」は策定されておらず、市の中・長期計画として公表されている「江南市子ども・子育て支援事業計画」(平成27～31年度)を準用することとなる。しかし、市の中・長期計画は、子育てに関する現状分析と今後の方向性を示しているだけで、保育所の運営に係わる様々な周辺環境(地域との係わり、保護者との連携、安全対策等)にまでは言及していない。園の事業計画ともいえる「27年度保育所管理案」との関連が薄いものとなっており、園独自の「中・長期計画」の作成を望みたい。

事業計画の周知に関しては、職員では正規職員と非正規職員の格差の是正に課題が残る。保護者に関しては、園の運営に関心を持たない親への取り組みに課題が残るものの、アンケートの結果から判断すれば十分な周知が図られている。

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
I-3-(1)-①	管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	保 10	Ⓐ ・ b ・ c
I-3-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている。	保 11	Ⓐ ・ b ・ c
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
I-3-(2)-①	質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	保 12	Ⓐ ・ b ・ c
I-3-(2)-②	経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	保 13	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

「職務分担表」があり、園長だけでなく園長代理や保育士、看護師、保健師等についても役割が明文化されている。コンプライアンスに関しては、特に「個人情報の取扱い」に重点を置いた取り組みを行っており、USBの取扱いを規制したり、研修内容の理解度をチェックしたりしている。
園長として5年目を迎えており、目指す「子ども主体の保育」が職員間にも浸透してきた。職員の育成を目的とした他園との交流を軌道に乗せ、保育参観でクッキング活動を見てもらい保護者との関係構築にも取り組んでいる。園業務の効率化や改善に関しては、市(子育て支援課)との調整を図りながらの実施である。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 経営状況の把握

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
Ⅱ-1-(1)-①	事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	保 14	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅱ-1-(1)-②	経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取り組みを行っている。	保 15	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅱ-1-(1)-③	外部監査が実施されている。	保 16	a ・ b ・ ㉔

評価機関のコメント

市・子育て支援課の担当者との連携もよく、園運営に必要な情報は収集できている。課題として抽出した「変則勤務の中での職員の情報共有」、「延長保育を利用する保護者との信頼関係の構築」、「0歳児のおやつと離乳食の充実」も適切である。
市による行政監査以外には、外部専門機関による監査は実施されていない。

Ⅱ-2 人材の確保・養成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-①	必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	保 17	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅱ-2-(1)-②	人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	保 18	a ・ ㉔ ・ c
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
Ⅱ-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	保 19	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅱ-2-(2)-②	職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	保 20	Ⓐ ・ b ・ c

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
	II-2-(3)-① 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	保 21	Ⓐ ・ b ・ c
	II-2-(3)-② 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取り組みが行われている。	保 22	a ・ Ⓑ ・ c
	II-2-(3)-③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	保 23	a ・ Ⓑ ・ c
II-2-(4) 実習生の受入れが適切に行われている。			
	II-2-(4)-① 実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取り組みをしている。	保 24	a ・ Ⓑ ・ c

評価機関のコメント

人事プランに沿って、今年度より保健師の配属が叶った。市の人事管理システムに則った人事考課が実施されているが、職員の能力開発面への活用に課題が残る。役職者が有給休暇を取りにくい実情ではあるが、一般職員の有給休暇の消化は進んでいる。希望すれば、産業医による面談を受けることも可能である。
人事考課の結果から導き出された教育ニーズが、職員個々の研修計画に結びついていない。教育や研修実施後の効果の確認、実習生受け入れ後の評価の実施等、検証システムの構築に期待したい。

II-3 安全管理

			第三者評価結果
II-3-(1) 利用者の安全を確保するための取り組みが行われている。			
	II-3-(1)-① 緊急時(事故、感染症の発生時など)における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	保 25	a ・ Ⓑ ・ c
	II-3-(1)-② 災害時に対する利用者の安全確保のための取り組みを行っている。	保 26	Ⓐ ・ b ・ c
	II-3-(1)-③ 利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	保 27	Ⓐ ・ b ・ c
	II-3-(1)-④ 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。	保 28	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

今年度に関しては、子どもの大きな事故やアレルギーによる疾病は起きていない。しかし、子どもの安全を担保すべく作成された「保育所事故対応マニュアル」の最新版が差し替えられておらず、冊子には旧版が残っていた。また、マニュアルの中には作成日や改定日の日付が記載されていないものもあり、常に最適な手順が確認できるような「最新版管理」の必要性があろう。
毎月実施される防災訓練(避難訓練)では、起こりうる様々な状況を想定して実施されており、子どもたちは習熟度を増している。

II-4 地域との交流と連携

			第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
	II-4-(1)-① 利用者地域とのかかわりを大切にしている。	保 29	Ⓐ ・ b ・ c
	II-4-(1)-② 保育所が有する機能を地域に還元している。	保 30	Ⓐ ・ b ・ c
	II-4-(1)-③ ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	保 31	a ・ Ⓑ ・ c

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
	II-4-(2)-① 必要な社会資源を明確にしている。	保 32	Ⓐ ・ b ・ c
	II-4-(2)-② 関係機関等との連携が適切に行われている。	保 33	Ⓐ ・ b ・ c
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取り組みを行っている。			
	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズを把握している。	保 34	Ⓐ ・ b ・ c
	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	保 35	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

<p>保護者会が仲立ちをして、地域から畑の提供を受けて食育に活用している。農作業の指導には地域住民の協力があり、子どもたちは自らの手で芋を収穫してそれを食している。未就園児のための「ほほえみ広場」や園庭開放は計画通りに実施されており、利用者親子はやや固定的(限定的)ではあるものの、参加者にとっては貴重な催しとなっている。ボランティアの受け入れに関しては、意義・目的や手順を明らかにしたマニュアルの策定が望まれる。園運営に必要と思われる医療機関や各種学校、消防等の社会資源に関しては一覧表にまとめられており、職員間の共有化が図られている。</p>			
---	--	--	--

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

			第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
	Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取り組みを行っている。	保 36	Ⓐ ・ b ・ c
	Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	保 37	a ・ Ⓑ ・ c
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の向上に努めている。			
	Ⅲ-1-(2)-① 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組みを行っている。	保 38	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
	Ⅲ-1-(3)-① 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	保 39	Ⓐ ・ b ・ c
	Ⅲ-1-(3)-② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	保 40	a ・ Ⓑ ・ c
	Ⅲ-1-(3)-③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	保 41	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

<p>利用者を尊重する基本姿勢の実践として、子ども達の作品展の一つひとつが丁寧に扱われ、子ども達からも自分の作品を自慢したり完成することの喜びが伝わってきた。園長代理から、「子どもの発達援助をすることが基本姿勢」と言われ、一人ひとりを大切に保育の一端を見ることができた。一方、保護者に対するプライバシー保護のマニュアルはなく、口頭で周知しているが今回の保護者アンケートでは保育園に好意の声が多く聞かれた。行事後にアンケートを取り、直近の園便りで保護者にフィードバックをしているが、マニュアルや規定がやや不足気味である。苦情申し出窓口も市役所保育担当課であり、草井保育園独自のものに置きかえられると、より機能性に富み保護者からの意見等が活かされると思われる。</p>			
--	--	--	--

Ⅲ-2 サービスの質の確保

			第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取り組みが組織的に行われている。			
	Ⅲ-2-(1)-① サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	保 42	Ⓐ ・ b ・ c
	Ⅲ-2-(1)-② 評価結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善計画を立て実施している。	保 43	a ・ Ⓑ ・ c

Ⅲ-2-(2) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。			
	Ⅲ-2-(2)-① 提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	保 44	① ・ b ・ c
	Ⅲ-2-(2)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保 45	① ・ b ・ c
Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。			
	Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	保 46	a ・ ② ・ c
	Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	保 47	① ・ b ・ c
	Ⅲ-2-(3)-③ 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	保 48	① ・ b ・ c

評価機関のコメント

第三者評価は市・公立保育園では初めての受審である。従来、市内各園が年度末に全職員を対象に子どもの発達や子育て支援、地域との関係、基本方針等を自己評価し、一年を振り返る機会を持っている。しかし、その資料や情報はそれ留まりであり、保育士本人の今後の努力目標に任せられている。今回第三者評価に取り組むにあたり、保育園としての課題が明確になり、改善できるものはすぐに取り掛かるなど積極的な取り組みは評価できるが、その努力を示す記録が残されていない。自己評価や記録を保育の改善に役立て、お互いの学び合いの意識向上につなげることが標準的な実施方法としての指導計画にも役立つ。交通安全指導や食育の計画もあり、記録も適切である。経験年数の平均が2年と若い保育士集団への指導は口頭でされているが、どこを指導したか、されたかが記録として残っていない。見直しや振り返りの記録は残したい。記録類の管理体制は整備されているが、開示の規定も検討の余地を残している。

Ⅲ-3 サービスの開始・継続

			第三者評価結果
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。			
	Ⅲ-3-(1)-① 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	保 49	① ・ b ・ c
	Ⅲ-3-(1)-② サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	保 50	① ・ b ・ c
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。			
	Ⅲ-3-(2)-① 保育サービスの変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	保 51	a ・ ② ・ c

評価機関のコメント

入園前の情報は、インターネットや園のホームページ等で閲覧できる。保育園見学者用の特別な資料はないが、入園説明会で使用した資料を使って園長又は園長代理が漏れのないように説明をしている。保育園変更時の対応は、市内は公立のため市役所経由で情報が送付される。市外は一旦退園扱いとなり、資料は個人情報として当該園に留まり、保育の継続性は担保されていない。産休明け等で退園する子どもには、直近の行事案内や子育て支援事業「ほほえみ」を口頭で伝えており、保護者には貴重な情報源となっている。保育サービスの変更時の継続性を損なわないよう、申し送り書や引き継ぎ書を文書化して手順書としてまとめる等、保育の継続性への配慮が望まれる。

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

		第三者評価結果	
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。			
Ⅲ-4-(1)-①	定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	保 52	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。			
Ⅲ-4-(2)-①	サービス実施計画を適切に策定している。	保 53	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-4-(2)-②	定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	保 54	a ・ Ⓑ ・ c

評価機関のコメント

アセスメントは入園前に市が定めた様式に保護者が記入し、園長が面接にて聞き取りをしながらを確認している。アセスメントの変更は定期的には1年に1回と定め、随時保護者からの変更も受け入れている。ここでアレルギー児や障害児の把握もされ、子育て支援課、福祉課等とも連携を取っている。保健センターとの連携も取れており、今後も継続した取り組みとしてほしい。当該園の保健師の専門性を生かした指導計画の作成、見直しなどがあれば、保育のさらなる向上が期待できる。

Ⅲ-5 保育所保育の基本

		第三者評価結果	
Ⅲ-5-(1) 養護と教育の一体的展開			
Ⅲ-5-(1)-①	保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育過程を編成している。	保 55	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-②	乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	保 56	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-③	1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	保 57	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-④	3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	保 58	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-⑤	小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。	保 59	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(2) 環境を通して行う保育			
Ⅲ-5-(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。	保 60	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(2)-②	子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	保 61	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(2)-③	子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友達との協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	保 62	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(2)-④	子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。	保 63	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(2)-⑤	子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	保 64	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3) 職員の資質向上			
Ⅲ-5-(3)-①	保育士が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	保 65	a ・ Ⓑ ・ c

評価機関のコメント

保育課程は市で統一されたものを基本に、各園の特徴を生かして再度策定されている。今年度から保健師が配置され、乳児の衛生や消毒の管理等を引き受け、全体的には病気・怪我の対応、毎月の保健便りの発行等を行っている。与薬依頼を受けた薬の管理も業務の範疇であるが、飲ませるのは園長や園長代理が行っている。保・幼・小の連絡協議会や教員との意見交換の機会があり、子どもたちは小学校の運動会に親子で参加している。入室の際にはお茶でうがいをする方法を取り入れて健康管理をしている。市の所有するマイクロバスでフラワーパークや老人施設の慰問に出かけ、社会体験や幅広い人間関係の体験が出来る機会を設けている。市の公共施設を知ることもできるので継続を期待したい。

Ⅲ-6 子どもの生活と発達

		第三者評価結果	
Ⅲ-6-(1) 特別なニーズに応ずる保育			
Ⅲ-6-(1)-①	子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助がおこなわれている。	保 66	① ・ b ・ c
Ⅲ-6-(1)-②	障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮が見られる。	保 67	① ・ b ・ c
Ⅲ-6-(1)-③	長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	保 68	① ・ b ・ c
Ⅲ-6-(2) 子どもの食と健康			
Ⅲ-6-(2)-①	食事を楽しむことができる工夫をしている。	保 69	① ・ b ・ c
Ⅲ-6-(2)-②	乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	保 70	① ・ b ・ c
Ⅲ-6-(2)-③	子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	保 71	① ・ b ・ c
Ⅲ-6-(2)-④	子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	保 72	① ・ b ・ c
Ⅲ-6-(2)-⑤	健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	保 73	① ・ b ・ c
Ⅲ-6-(2)-⑥	アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	保 74	① ・ b ・ c

評価機関のコメント

障害児保育の指定園となっており、統合保育を加配性で実施している。障害名がついている子は一人だが、加配枠に入る子どもは年次をまたいで8人いる。4対1の加配では、個々の特性を活かす遊びや関わりの援助が十分にできないという悩みもある。食育の一環として、給食をパックに詰めて園庭で遠足気分を味わったり、同年齢児2人がペアでレシピを見てミックスジュースやおやつを作ったりしている。食育の食べる楽しみの他に、文字を読んだり分量の数字を読んだり、子どもが意欲的に関わられる環境を整え、食育を通して総合的に保育している。昨年度は市長と給食を共にし、保育実践を行政と共に考える機会として効果を上げた。現在アレルギー児はおらず、日本の食文化、行事食にも配慮を持った恵まれた保育園である。

Ⅲ-7 保護者に対する支援

		第三者評価結果	
Ⅲ-7-(1) 家庭との密接な連携			
Ⅲ-7-(1)-①	家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	保 75	① ・ b ・ c
Ⅲ-7-(1)-②	子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通の理解を得るための機会を設けている。	保 76	a ・ ② ・ c
Ⅲ-7-(1)-③	虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けっていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	保 77	① ・ b ・ c

評価機関のコメント

家庭との連携に関しては、個別面談や保育参観、3歳未満児にはビデオ参観を行っている。個別懇談前にはあらかじめ紙面で相談内容を保護者から提出してもらい、内容把握をして時間を有効に活用している。記録もされているが、担任持であるため資料の共有化や個人情報の保管に一考を要する。毎朝園長が入り口で子どもたちを受け入れをして、帰りは園長代理が交通整理をしながら保護者との連携を取るなど、保護者との関係は良好である。時には子育ての相談を受けることもあるが、記録には残されていない。虐待ケース、疑わしいケースもなく穏やかな園である。今後も虐待防止マニュアルの見直しや発見のための研修を継続され、予防に心掛けていただきたい。